

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 8 年 8 月 14 日

横浜市契約事務受任者  
横浜市下水道河川局長 遠藤 賢也

- 1 契約の概要  
中部処理区幹線管きょ緊急下水道再整備工事に伴う設計委託（R 8－1）
- 2 履行（納品）場所  
中区麦田町 1 丁目 2 番地先から小港町 2 丁目 83 番地先まで
- 3 契約日  
令和 8 年 8 月 12 日
- 4 履行日又は履行期間  
契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日まで
- 5 契約金額  
17,941,000 円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 3－3 2－1 3  
株式会社コーセツコンサルタント  
代表取締役 神谷 尚史
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
令和 7 年 1 月 28 日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、令和 7 年 3 月 18 日、国土交通省より下水道管路の全国特別重点調査の実施要請を受けました。これに伴い、調査を実施したところ、2 において緊急度 1 と判定された要対策延長を確認しました。当該延長は、その多くが道路下等に存置されており、即時的に対応を行わないと市民生活の安全確保に重大な支障が生じる可能性があるため、やむを得ず随意契約を締結しました。
- 8 契約の相手方の選定理由  
本市一般競争入札有資格者名簿から、履行が可能な者を選定しました。
- 9 所管課  
下水道河川局下水道管路部管路整備課